

保険者から見た柔整問題の過去と将来 ～保険者と協調した柔整師の将来像～

トピー健康保険組合 常務理事、一般社団法人保険者機能を推進する会 療養費適正化研究会リーダー 原直人



11月16日、日本柔整会館で第30回学術・生涯学習講習会が開催されました。一般社団法人保険者機能を推進する会の療養費適正化研究会リーダーである原直人氏を講師に招き、「保険者から見た柔整問題の過去と将来 ～保険者と協調した柔整師の将来像～」をテーマに特別講演が行われました。柔整業界が直面する課題や今後の展望、特に保険者との連携の重要性に焦点を当てた講演内容をダイジェストで紹介します。

療養費適正化の取り組み

現在、日本には約1400の組合健保が存在しますが、その内の115健保が「保険者機能を推進する会」を有志で結成しています。関東を中心に関西や四国、九州の健保も参画しています。同会の目的は、保険料を無駄なく有効に使うための研究と実践です。この会には各種研究会がありますが、「療養費適正化研究会」では、柔道整復師やあん摩・はり・きゅうの適正な利用方法の普及活動に加え、治療用装具の審査についても事例共有を行っています。

医療費増加の現状

2023年、日本の医療費は総額47兆円を超え、過去

最高を記録しました。このままのペースで医療費が増加すれば、近い将来国民皆保険が破綻する可能性さえあります。

療養費制度と信頼構築の課題

接骨院は療養費制度に基づいて施術を行う保険請求が多いが、一部の施術所からは以前不正請求と思われる事例が散見し、保険者として問題視しています。1件の金額は小さくても不正行為が積み重なれば、柔整業界全体の信頼を損ないます、引いては保険者の財政にさえ影響します。保険での支払い、健保加入員の保険料で支払われるからです。

具体的な不正請求の例

- ①過剰施術の請求：
必要以上の通院回数を請求する。
- ②自由診療との混同：保険適用外のサービスを
含めて請求する。
- ③回数券の販売で施術を行いつつ、
一部を別途保険請求する。

保険者の役割と説明責任

不正請求の原因の一つとして、保険者が柔道整復師や利用者に対して正しい保険適用範囲の適切な説明が不足していることも考えられます。これを解消するためにも、保険者と柔道整復師会の双方が名を連ねたリーフレットを作成し、正しい情報を提供することが重要です。

医師との連携とエビデンス

実際に柔道整復師が施術を行う現場を拝見した際、患者の過去のケガの状態や回復具合等を覚えており、親身になって利用者の状況を見ている姿が印象的でした。なお、施術者自身の見立てや利用者との問診結果や会話の中で、直接のケガが理由ではなく内臓疾患の疑いがある場合などに病院を勧める事例もあると思いますが、こうしたケースの実績や事例のデータが現在の柔道整復業界にはないのが、もったいないことであり、見直してもらいたいと思います。

公益社団法人の活動

公益社団法人は単なる利益追求ではなく、救護活動や地域社会、人々の健康を守るための活動を行っています。大変素晴らしい活動であり社会貢献している内容ですが、現状は一般の方々にはあまり知られていないように感じます。保険者としてもこうした活動は信頼感を生むことになるので、日本柔道整復師会が行っている公益事業をもっと各方面にPRしていくべきです。

マイナンバーカードと医療情報の一体化

マイナンバーカードの一体化による医療情報の共有

は、本来、患者がどの病院に通い、どの薬を服用しているかなどを共有することで医療DXを進める目的があるはずですが、しかしながら、接骨院では簡易型機器を利用したオンライン資格確認のみの活用であり、医療機関の通院履歴さえ不明です。このままでは医療という大きな枠組みから外される危険性があります。将来的には、柔道整復師も医療情報の共有枠組みに含める検討を提言する必要があります。

禁煙推進活動と接骨院の可能性

喫煙者は医療費が高い傾向があります。また、喫煙は骨折や手術後の治癒を遅らせる要因となり、全身の健康にも悪影響を及ぼします。接骨院では患者が気軽に相談できる環境が整っているため、施術所においてもぜひ禁煙支援に取り組むことに協力してもらいたい。患者の健康改善と医療費削減の両方に貢献できます。

保険者側でも禁煙促進のポスターやリーフレットを作成するので、ぜひ柔道整復業界で広く啓発活動の協力をお願いしたい。こうした活動は保険者からの信頼を得る要素にもなります。

将来の柔道整復師の役割

保険請求だけに頼らず、自由診療の範囲を改めて考えること、またロコモ等地域貢献活動を通じて、柔道整復師の役割を拡大することが今後重要となります。フレイル予防のための三つの柱は「食事」「身体活動」「社会参加」ですが、このうち「身体活動」と「社会参加」の二つの支援は接骨院で行うことが可能であり、今後担い手になれる可能性があります。

まとめ

原氏は、保険者と柔道整復師が協力し合い、正しい情報提供や信頼関係の構築を通じて、柔道整復問題の解決に向けた取り組みを進めていくことの重要性を強調しました。また、柔道整復師が地域社会に貢献することで、持続可能な医療制度の一翼を担うことができると述べ、今後の協力を呼びかけました。

Profile



トビー健康保険組合
常務理事

一般社団法人
保険者機能を推進する会
療養費適正化研究会
リーダー

はら なおと
原 直人

1991年	4月	トビー工業(株)入社 社員部(採用・教育、福利厚生担当)
1995年	12月	鉄構事業部 東京営業所 担当:山梨県・千葉県・東京都
2000年	4月	名古屋支店 鉄構営業部 担当:愛知県・静岡県
2006年	1月	鉄構事業部 福岡営業所長 担当:九州・沖縄
2008年	7月	トビー鉄構(株) 福岡営業所長
2010年	4月	(株)日鉄トビーブリッジ 九州営業所長
2012年	4月	トビー工業(株) 神奈川製造所 労務G
2012年	10月	トビー工業(株) 神奈川製造所 労務G長
2016年(H28)	4月	トビー健康保険組合 事務長
2020年(R2)	9月	常務理事